

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、平成２２年度第２回定期監査の結果に基づき講じた措置について、富津市長等から通知があったので公表する。

平成２３年１２月２２日

富津市監査委員 高 橋 聖
富津市監査委員 高 橋 謙 治

○ 平成22年度第2回定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
教育部 関係各課	<p>・公民館等の使用料減免規定について</p> <p>公民館及び市民会館使用料の減免規定については、条例で教育委員会にその権限が付与されているが、富津市事務委任規則では教育長とされているので整合するよう是正されたい。</p>	<p>権限を教育委員会とする規則の改正を行い整合性を図りました。</p>
経済環境部 商工観光課	<p>・市民の森施設補修工事契約について</p> <p>市民の森の施設補修工事契約において、施設の用途別に補修工事契約が締結されているものがあるが、同時期の施工で施工内容が概ね同様の場合は、一括発注が合理的であることから今後の執行に留意されたい。</p>	<p>今後の工事発注の方法については、合理的な発注をしていきます。</p>
環境保全課	<p>1 ごみ処理手数料の納入について</p> <p>(1) 指定ごみ収集袋以外の一般廃棄物で一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、株式会社かずさクリーンシステムに搬入するときの処理手数料の納入時期は、条例で「搬入するとき」と規定されているが、実態は1か月分まとめて納入されているので、適切な是正をされたい。</p> <p>(2) 廃棄物処理手数料の収納について、富津市と株式会社かずさクリーンシステムの間で締結した「富津市廃棄物処理手数料の収納事務委託契約書」に基づいて、株式会社かずさクリーンシステムが収納した廃棄物処理手数料を更に富津市の分任出納員が受領しているが、このことは法令等に抵触するものであり是正されたい。</p> <p>2 し尿処理手数料について</p> <p>(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料については、条例で「100リットルにつき43円」と規定されているものの、料金徴収の計量単位は(kg)になっており、条例と実態が異なっているので是正されたい。</p> <p>(2) 処理手数料の納入時期は、条例で「規則で定める場所へ搬入するとき」と規定されているが、実態は許可業者ごとに1か月分の重量を合計し、その重量に応じた処理料金が納入されているので適切な是正をされたい。</p> <p>3 廃棄物運搬業務及び最終処分場管理業務委託契約について</p> <p>廃棄物運搬業務及び最終処分場管理業務委託契約において、業務委託仕様書と設計積算に齟齬があるほか、契約条項に不整合な箇所が見られるので、契約書全体の統一性・正確性に留意されたい。</p> <p>4 ごみ収集・運搬業務委託契約について</p> <p>各地区ごみ収集運搬業務委託契約において、契約条項に不整合な箇所が見られるので、契約書全体の統一性・正確性に留意されたい。</p>	<p>平成23年度中に条例改正を実施して是正を図ります。</p> <p>関係法令を遵守し、是正を図ります。</p> <p>平成23年度中に条例改正を実施して是正を図ります。</p> <p>平成23年度中に条例改正を実施して是正を図ります。</p> <p>業務委託仕様書及び設計積算並びに契約条項の見直しを実施し、契約書全体の統一性・正確性を図ります。</p> <p>契約条項の見直しを実施し、契約書全体の統一性・正確性を図ります。</p>